

岡山県中小企業者等向け融資制度に基づく融資資金の融資期間の延長に関する要綱

制 定 平成25年1月15日

岡山県告示第10号

最終改正 令和8年3月24日

(目的)

第1条 この要綱は、経営環境の急激な変化に伴い、既往の借入金の償還に困難を生じている県内の中小企業者等が行う経営改善又は事業再生の取組を支援するため、県が実施する中小企業者等向けの融資制度に基づき融資している資金（以下「融資資金」という。）について、融資期間を延長する措置（以下「延長措置」という。）を講ずることにより、県内の中小企業者等の経営の安定に資することを目的とする。

(対象とする融資資金)

第2条 延長措置を講ずる融資資金は、岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成21年岡山県告示第243号。以下「融資制度要綱」という。）に基づく融資資金（融資制度要綱別表第4号に掲げる資金を除き、平成28年3月31日までに知事が指定する取扱金融機関（以下「金融機関」という。）から融資を受けたものに限る。以下同じ。）とする。

(延長措置の対象者等)

第3条 融資制度要綱に基づき、金融機関から融資を受けている者については、次の各号のいずれかに該当するものに係る融資資金で、金融機関及び岡山県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が必要であると認めるものの融資期間について、融資制度要綱に定める融資期間に5年（うち据置期間2年）を加えた期間を限度として延長するものとする。

- (1) 岡山県中小企業経営改善等支援事業により作成された経営改善計画に基づき融資期間を延長するもの
- (2) 岡山県中小企業活性化協議会、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社整理回収機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援により作成された再生計画に基づき融資期間を延長するもの
- (3) 岡山県中小企業活性化協議会事業により支援することが決定された経営改善計画に基づき融資期間を延長するもの
- (4) 前3号に準ずるものとして知事が必要と認めるもの

(申込方法等)

第4条 延長措置の適用を受けようとする者は、保証協会が定める保証条件変更申込書に知事が別に定める様式による書類を添付して、金融機関を経由して保証協会へ申し込むものとする。

(調査)

第5条 知事は、特に必要があると認めるときは、延長措置の内容について調査することができる。

(報告)

第6条 保証協会は、第3条の規定により融資期間の延長を行ったときは、知事が別に定

める様式により、当該延長を行った月の翌月の20日までに知事に報告しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年岡山県告示第158号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年岡山県告示第174号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年岡山県告示第154号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年岡山県告示第365号)

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年岡山県告示第169号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年岡山県告示第219号)

(施行日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年3月31日以前に岡山県中小企業再生支援協議会が行った再生計画に係る支援については、岡山県中小企業活性化協議会が行ったものとみなす。

3 令和4年3月31日以前に岡山県経営改善支援センター事業により支援することが決定された経営改善計画については、岡山県中小企業活性化協議会事業により支援することが決定されたものとみなす。

附 則 (令和8年岡山県告示第127号)

この告示は、公布の日から施行する。